平成２１年（フ）第１９１号
宮崎市東大淀２丁目５番41号　レジデンス大淀102号
債務者　泉　チエミ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０１号
宮崎市大字本郷南方3074番地１
債務者　小島　通史
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５９号
宮崎市永楽町141番地　井上コーポラス304
債務者　植村　重勝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３４号
宮崎県東臼杵郡門川町上町４丁目24番地　県営下水流団地Ｃ棟３号
債務者　渋谷　知美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２６２号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地
債務者　和田　正子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２６３号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番１―302号
債務者　甲斐今朝義
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５７１号
鹿児島県鹿児島市三和町39番９号
債務者　豊島久美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
鹿児島県鹿児島市吉野町5371番地４　セジュール吉野Ｃ―101号
債務者　宇高　拓也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目20番６－１号
債務者　中村　裕也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６５６号
鹿児島県鹿児島市南新町10番７号
債務者　廻　美智子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
徳島市上助任町天神425番地３
債務者　中田　里可
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６８号
徳島市北前川町２丁目３番地の１―303号
債務者　西山　　耕
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８１号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内315番地６
債務者　板敷　賢司
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９６号
徳島市南昭和町４丁目78―１カーサ・シエル204号
債務者　中西　克己
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９８号
徳島市城東町１丁目２番35―３号
債務者　桑原　泰宏
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０７号
徳島県板野郡北島町中村字御供田17番地20
債務者　灰田　憲司
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０８号
徳島県板野郡北島町中村字本須81番地―407号
債務者　北野　　明
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１４号
徳島県鳴門市大津町吉永76番地―７号、旧住所徳島県鳴門市撫養町木津90番地
債務者　西川　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部